

2. 監事の意見書

決算監査に係る監事の意見書

農業保険法第 53 条第 1 項の規定により、令和 7 年 5 月 12 日 ～ 30 日（延べ 5 日間）の間、理事より提出された令和 6 年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び不足金処理案の各事項に関する調査を遂げ、その正確適正なることを認めます。

令和 7 年 6 月 24 日

大分県農業共済組合

代表監事 小 野 範 義

監 事 内 田 勝 夫

監 事 吉 岡 薫